第七条の十七　都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公表しなければならない。

一　第七条の十の規定による指定医の指定をしたとき。

二　第七条の十四の規定による届出（第七条の十一第一項第三号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつたとき。

三　第七条の十五の規定による指定医の指定の辞退があつたとき。

四　前条の規定により指定医の指定を取り消したとき。

第七条の十八　法第十九条の三第一項の厚生労働省令で定める診断書は、次の各号に掲げる事項を記載し、当該診断書を作成した医師が記名押印又は署名した書面とする。

一　医療費支給認定の申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別及び生年月日

二　当該小児慢性特定疾病児童等がかかつている小児慢性特定疾病の名称及びその疾病の状態の程度に関する事項

三　診断書の作成年月日

四　その他参考となる事項

第七条の十九　法第十九条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、第七条の九第一項の申請書の記載事項に不備がある場合又は当該申請書に必要な書類が添付されていない場合とする。

第七条の二十　都道府県は、法第十九条の三第五項の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療機関（これに準ずるものとして都道府県知事が認める医療機関を含む。）の中から、当該医療費支給認定に係る第七条の九第一項又は第七条の二十七第一項の申請書における記載を参考として、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受けることが相当と認められるものを、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関として定めるものとする。

第七条の二十一　法第十九条の三第六項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年以内であつて、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、その疾病の状態、治療の状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受けることが必要な期間とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

第七条の二十二　都道府県は、法第十九条の三第七項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した医療受給者証を交付しなければならない。

一　当該医療費支給認定保護者の氏名、居住地及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日

三　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称

四　当該医療費支給認定の年月日及び受給者番号

五　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関に関する事項

六　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額に関する事項

七　当該医療費支給認定の有効期間

八　その他必要な事項

第七条の二十三　都道府県は、医療受給者証を破り、汚し、又は失つた医療費支給認定保護者から、医療費支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があつたときは、医療受給者証を交付しなければならない。

前項の申請をしようとする医療費支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

一　当該申請をしようとする医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該申請に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日

三　申請の理由

医療受給者証を破り、又は汚した場合の第一項の申請には、前項の申請書に当該医療受給者証を添えなければならない。

医療受給者証の再交付を受けた後、失つた医療受給者証を発見したときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない。

第七条の二十四　医療費支給認定保護者は、法第十九条の三第九項の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療支援を受けるに当たつては、その都度、指定小児慢性特定疾病医療機関に対して医療受給者証を提示しなければならない。

第七条の二十五　法第十九条の四第一項に規定する小児慢性特定疾病審査会に会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

会長は、会務を総理する。

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

小児慢性特定疾病審査会の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

前各項に定めるもののほか、小児慢性特定疾病審査会の運営に関し必要な事項は、小児慢性特定疾病審査会が定める。

第七条の二十六　法第十九条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　法第十九条の三第五項の規定に基づき定められた指定小児慢性特定疾病医療機関

二　小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額及び小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額に関する事項

三　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称

第七条の二十七　法第十九条の五第一項の規定に基づき医療費支給認定の変更を申請しようとする医療費支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一　当該医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日

三　前条各号に掲げる事項のうち変更の必要が生じたもの

四　その他必要な事項

前項の申請書には、同項第三号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第七条の二十八　都道府県は、法第十九条の六条第一項の規定に基づき医療費支給認定の取消しを行つたときは、同条第二項の規定により次の各号に掲げる事項を書面により医療費支給認定保護者に通知し、医療受給者証の返還を求めるものとする。

一　法第十九条の六第一項の規定に基づき医療費支給認定の取消しを行つた旨

二　医療受給者証を返還する必要がある旨

三　医療受給者証の返還先及び返還期限

当該医療費支給認定の取消しに係る医療費支給認定保護者の医療受給者証が既に都道府県に提出されているときは、都道府県は、前項の規定にかかわらず、同項の書面に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。